

令和8年度 千葉県 事業者向け次世代自動車等導入促進補助金

※個人の方（家庭用）は申請対象外です。

国やお住まいの市町村で実施している場合がありますので、そちらにお問合せください。

	地域交通等 次世代自動車導入促進補助金	中小事業者等 次世代自動車用設備補助金	観光・宿泊施設等 公共用充電設備設置促進補助金	太陽光発電事業者 公共用充電設備設置促進補助金
補助対象者	運輸・交通事業者（トラック、バス、タクシー）、 カーシェアリング及びレンタカー事業者	中小事業者等	観光・宿泊施設等事業者	50kW以上の太陽光発電設備を保有する事業者等
対象経費	①車両の購入費 ②蓄電池、燃料等供給設備※、 ソーラーカーポート等の購入費 ※充電設備（普通・急速）、水素供給設備	①蓄電池、V2H充放電設備、 燃料等供給設備※、 外部給電器（可搬式）等の購入費 ②ソーラーカーポート、 外部給電可能な電気自動車等 の購入費	電気自動車用充電設備及び蓄電池の購入費	
補助率等	・太陽光発電設備がある場合 ①国の補助額の1/2 ②蓄電池：1/6（上限40万円）、 充電設備：1/3（上限150万円）、 ソーラーカーポート：1/6（上限100万円） ・太陽光発電設備がない場合 ①国の補助額の1/4 ②充電設備：1/6（上限75万円）	①1/10（上限50万円） ②ソーラーカーポート：1/6（上限50万円） 外部給電可能な電気自動車等： 蓄電容量(kWh) × 1万円	・太陽光発電設備がある場合 1/5（上限100万円） ・太陽光発電設備がない場合 1/10（上限50万円）	1/10（上限50万円）
備考	・1事業者あたり2,000万円を交付の上限額とする	・①は太陽光発電設備がある場合に限る ・②の電気自動車等はソーラーカーポートと併せて申請する場合に限る	・施設の所有者・管理者のみが利用する場合は補助対象外 ・蓄電池は、太陽光発電設備がある場合であって、充電設備に使用するものに限る	

※ 詳細は、各補助金のページに掲載している交付要綱及び実施要領をご参照ください。